

## 入 札 説 明 書

案件名 令和8年度徳島県こども女性相談センター  
(女性支援) 相談電話時間外対応業務

I	入札説明書	(頁) 1～5
II	提出書類一覧表	6～7
III	入札書・委任状	8～11
IV	仕様書に関する質問書	12
V	契約書(案)	13～24

# I 入札説明書

この入札説明書は、本件業務に関し、関係法令及び本件業務に係る公告に定めるもののほか、一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない事項を明らかにする。

## 1 入札に付する事項

- (1) 業務名  
令和8年度徳島県こども女性相談センター（女性支援）相談電話時間外対応業務
- (2) 業務の内容  
令和8年度徳島県こども女性相談センター（女性支援）相談電話時間外対応業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 業務委託期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 2 入札参加者に必要な資格及び資格審査の申請等について

- (1) 必要な資格
  - ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
  - ② 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱(昭和56年徳島県告示第26号)第4条第1項の規定による審査により資格を有すると認められた者
  - ③ 入札しようとする委託業務が、仕様書に示した条件等に適合するものであることを証明する書類（以下「応札仕様書等」という。）を県の指定する様式により、5に示す提出期限までに提出場所へ提出し、審査の結果「適合」と認められた者
  - ④ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者
  - ⑤ ②の入札参加者資格を有するもののうち、性犯罪・性暴力被害者又はDV被害者に係る電話相談業務の実績を有する者
  - ⑥ 徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けていない者
  - ⑦ 3に示した交付場所において入札説明書等の交付を受けた者
- (2) 資格審査の申請の方法  
2の(1)の②において、資格を有していない者は、一般競争入札参加資格申請書（様式第1号、この様式については徳島県ホームページからダウンロードするか、管財課において配布されているものを使用すること。）に必要書類を添付して5に示す応札仕様書の提出期限までに下記に示す提出場所へ提出しなければならない。（申請内容について審査を担当する職員から説明を求められた場合はこれに応ずるものとする。）資格審査の結果については、申請者へ通知が行われる。

### 参加資格申請書の提出場所

徳島県徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁4階  
徳島県企画総務部管財課 調度担当  
電話番号 088-621-2067  
ファクシミリ番号 088-621-2828  
電子メールアドレス kanzaika\_eshinsei@mail.pref.tokushima.lg.jp

### 3 入札説明書及び仕様書の交付場所について

(1) 担当部局

徳島県徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁2階  
徳島県こども未来部男女参画・青少年課 男女共同参画担当  
電話番号 088-621-2203  
ファクシミリ番号 088-621-2843  
電子メールアドレス danjosankakuseisyounenka@pref.tokushima.lg.jp

(2) 入札説明書及び仕様書等の交付

令和8年2月26日(木曜日)から3月11日(水曜日)午後5時15分までの間  
(土曜・日曜・祝日及び正午から午後1時の間を除く。)、上記(1)に掲げる場所で交付する。

ア 交付方法

上記の場所で直接受け取る、郵送により請求する、又はホームページ上からダウンロードすること。ただし、郵送による請求の場合は、上記の期間内に必着することとし、返信用の封筒及び切手を同封すること。

### 4 問合せ等について

(1) この入札についての問合せ先

徳島県徳島市万代町1丁目1番地  
徳島県こども未来部男女参画・青少年課 男女共同参画担当  
電話番号 088-621-2203  
ファクシミリ番号 088-621-2843  
電子メールアドレス danjosankakuseisyounenka@pref.tokushima.lg.jp

(2) 問合せについての受付期間

問合せについては、ファクシミリ及び電子メールによるものとする。  
ファクシミリについては別紙「IV仕様書に関する質問書」を使用して問合せを行うこと。  
なお、期間についてはおおむね応札仕様書等の提出期限の3日前までとする。これ以降の問合せについては回答できない場合がある。

### 5 応札仕様書等について

(1) 本件入札に参加しようとする者は、応札仕様書等を県の指定する様式により、提出期限までに提出場所へ提出しなければならない。

応札仕様書等の審査の結果、採用し得ると判断し「適合」とされた応札仕様書等を提出したものに限り、入札落札決定の対象とする。なお、県から応札仕様書等に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(2) 応札仕様書等の提出期限、提出場所及び方法

① 提出期限

令和8年3月11日(水曜日) 午後5時15分

② 提出場所

徳島県徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁2階  
徳島県こども未来部男女参画・青少年課 男女共同参画担当

③ 提出方法

持参又は郵送

(郵送を利用する場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。)

## 6 入札手続等

### (1) 入札及び開札執行の日時及び場所

- ① 日時  
令和8年3月19日（木曜日）午後2時
- ② 場所  
徳島県徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁10階 中会議室
- ③ 入札書の提出方法  
持参又は郵送  
(郵送による場合は書留郵便とし、(2)の①に掲げる提出期限までに必着のこと。)

### (2) 郵送による場合の入札書・再入札書の提出期限及び宛先等

- ① 提出期限  
令和8年3月18日（水曜日）午後5時15分まで
- ② 宛先  
徳島県徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁2階  
徳島県子ども未来部男女参画・青少年課 男女共同参画担当
- ③ 提出方法  
「Ⅱ 提出書類一覧表」の2及び3を参照のこと。  
なお、再度入札を行う場合は同日直ちに行うため、再度入札への参加を希望する場合は、  
「Ⅱ 提出書類一覧表」の3に示す方法によること。

### (3) 入札の方法等

- ① 入札の方法  
「令和8年度徳島県子ども女性相談センター（女性支援）相談電話時間外対応業務の委託料総額」で行う。
- ② 入札書の作成、提出等  
入札書は所定の様式によるものとし、次に示す内容を満たしていなければならない。  
ア 入札書には、入札金額、入札件名、入札保証金、入札年月日並びに住所及び氏名を記載しなければならない。  
イ 文字はすべて「かい書」とし、インキ又はボールペンで明確に記載すること。  
ウ 「入札金額」はアラビア数字により記載し、訂正してはならない。  
「入札金額」は、「令和8年度徳島県子ども女性相談センター（女性支援）相談電話時間外対応業務」の委託料総額を記載すること。  
代金の見積もりに当たっては、この入札説明書に記載した条件を満たすため要する経費一切を含めた金額を見積もるものとする。  
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
エ 「入札件名」は、「令和8年度徳島県子ども女性相談センター（女性支援）相談電話時間外対応業務」とすること。  
オ 入札参加者は、入札件名、契約条項等及び県の係員から指定された事項を承知の上、前号による入札書を作成し、封筒に入れて提出しなければならない。  
この場合において、代理人により入札させるときは、代理権を証する委任状を提出しなければならない。  
カ 「住所及び氏名」は、次により正確に記載しなければならない。

(ア) 入札参加者は、住所及び氏名（法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名）を記載すること。

(イ) 代理人が入札する場合は、代理権を与えた入札参加者の住所及び氏名（法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名）並びに代理人の住所、氏名を記載すること。

キ 入札参加者及びその代理人は、提出した入札書を書き換え又は撤回することができない。

ク 5の応札仕様書等の審査の結果、入札公告及びこの入札説明書に示した委託業務の条件等を執行できると認められない場合は、当該入札参加者にその旨と理由を記載した書面により通知する。この場合において、提出された応札仕様書等は返却しない。

### ③ 再度入札

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合において、直ちに再度入札を行う。

再度入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限る。再度入札の回数は、原則として1回を超えないものとする。

最初の入札で入札書の内容不備により無効入札となった者も、再度入札には参加させることができる。

また、再度入札を行う場合においては、第1回目の入札前に提出した応札仕様書等証明書類の変更をしてはならない。

## (4) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

① 2に規定する入札参加者に必要な資格のない者の入札。

② 指定した日時までに指定した場所に到着しない入札又は郵便入札の場合であつて封筒の表面に「令和8年度徳島県こども女性相談センター（女性支援）相談電話時間外対応業務 入札書在中」又は「令和8年度徳島県こども女性相談センター（女性支援）相談電話時間外対応業務 再入札書在中」と朱書きで明記されておらず、入札書又は再入札書であることが確認できなかった入札。

③ 記名のない入札。

④ 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、または一定の金額をもって価格を表示しない入札並びに次に掲げるところによりした入札。

ア 鉛筆、その他容易に改ざんできる筆記具で作成したもの。

イ 金額をアラビア数字以外で記載し、または訂正したもの。

ウ 「入札件名」で件名の記載のないものまたは記載を誤ったもの。

エ 「住所及び氏名」の記載を誤ったもの。

⑤ 同一事項に対してした2通以上の入札。

⑥ 他人の代理人を兼ね、または2人以上の代理をした者の入札。

⑦ 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札。

⑧ 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札。

## (5) 開札

この入札の開札は、入札の場所において、入札の終了後直ちに、入札者立ち会いのもとで行う。

この場合において、入札者が立ち会わないときは、この入札に関係のない職員を立ち会わせて行う。

## (6) 落札

有効な入札書を提出し、かつ、5の応札仕様書等の審査の結果、入札公告及びこの入札説明書に示した委託業務を執行できると認めたものであつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した入札者を落札者とする。

落札者となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引

かせて落札者を決定する。なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって本件入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

## 7 契約の締結について

### (1) 契約の締結期限

落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内に県が指定する契約書により、契約を締結しなければならない。この期間に落札者が契約の締結をしないときは、その者の落札は効力を失うものとする。

### (2) 契約条項

契約書（案）によることとする。

### (3) 契約条項を示す場所及び契約を担当する機関

徳島県徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁2階  
徳島県こども未来部男女参画・青少年課

### (4) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### (5) 入札保証金及び契約保証金

免除

### (6) その他

落札者が、落札時から契約締結時までの間に徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けた場合には契約を締結しないこととする。

落札者が、落札後に徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けた場合には、契約を締結しないこととする。また、契約締結後に判明した場合は契約を解除する。

## 8 その他

入札参加者及びその代理人が提出する書類については、別紙「提出書類一覧表」のとおりである。

入札参加者及びその代理人の本人確認のため、身分証明書等（顔写真入り）の提示を求め、必ず持参すること。本人確認ができないときは、入札に参加できません。

この入札は、令和8年度予算を審議する徳島県議会において、当初予算の成立を条件として実施する。

## 9 情報公開について

入札結果、参加事業者名は情報公開の対象となり、公表するので、参加事業者にあつてはその旨了解の上入札すること。

## II 提出書類一覧表

### 1 応札仕様書等提出時

(1) 応札仕様書等

応札仕様書等には「入札参加者の住所、商号、代表者職名 代表者氏名」を記入すること。

- ① 応札仕様書 1通
- ② 会社概要に関する書類（パンフレット等） 1部
- ③ 業務履行能力証明書 1通

(添付書類)

- ・過去3年以内に、性犯罪・性暴力被害者又はDV被害者に係る電話相談業務の受注実績があることを証明する書類（契約書の写しなど） 1通
  
- ・相談体制図 1通

### 2 入札書提出時

(1) 提出物

- ① 入札書 1通
- ② 委任状（代理人が入札する場合） 1通

(2) 留意事項

① 持参により提出する場合

入札書を封筒に入れ「入札件名 令和8年度徳島県子ども女性相談センター（女性支援）相談電話時間外対応業務」を記載すること。

入札直前に、入札書の記載内容の確認を行うので、入札書を持参の際には、封筒に封をせずに持参し、確認後、封をして入札を行うこと。

② 郵便により提出する場合

二重封筒とし、中封筒に入札書を入れ密封し、入札参加者の住所、商号、代表者職名、代表者氏名を表書きする。代理人による場合は、代理人の氏名を記載する。また、「令和8年度徳島県子ども女性相談センター（女性支援）相談電話時間外対応業務 入札書在中」と表に朱書きすること。

外封筒には入札参加者の住所、商号、代表者職名、代表者氏名を表書きする。代理人による場合は、代理人の住所、氏名を記載する。また、「令和8年度徳島県子ども女性相談センター（女性支援）相談電話時間外対応業務」と朱書きすること。

代理人による場合は委任状も同封すること。

### 3 再度入札時

#### (1) 提出物

##### ① 持参により提出する場合

入札書及び封筒の予備 1通

##### ② 郵便により提出する場合

再入札書 1通

#### (2) 留意事項

##### ① 持参により提出する場合

入札書についてはコピー等を行って再入札に備えること。

入札直前に、入札書の記載内容の確認を行うので、入札書を持参の際には、封筒に封をせずに持参し、確認後、封をして入札を行うこと。

##### ② 郵便により提出する場合

再度入札を行う場合は同日直ちに行うため、再度入札への参加を希望する場合は、入札書とは別の封筒に再入札書（入札書に、再の字を記入して「再入札書」としたもの。再の字がない場合は無効となるため注意すること。）を入れて密封し、入札参加者の住所、商号、代表者職名、代表者氏名を表書きする。代理人による場合は、代理人の氏名を記載する。また、「令和8年度徳島県こども女性相談センター（女性支援）相談電話時間外対応業務 再入札書在中」と表に朱書きすること。

入札書を入れ密封した中封筒と、再入札書を入れ密封した中封筒は、同じ外封筒に入れて郵送して差し支えないこと。

# 入 札 書

入札金額

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

入札件名

令和8年度徳島県こども女性相談センター（女性支援）相談電話  
時間外対応業務

入札保証金

免除

上記の金額で受託したいので、徳島県契約事務規則（昭和39年徳島県規則第39号）により  
入札します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

徳島県知事 殿

# 入札書記載例

## ■ 代表者本人が入札するとき

入 札 書

入札金額 

¥	3	4	5	2	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---	---

入札件名 令和8年度徳島県こども女性相談センター  
(女性支援)相談電話時間外対応業務

入札保証金 免除

上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則(昭和39年徳島県規則第39号)により入札します。

令和〇年〇月〇日

住所 徳島県徳島市万代町1-1  
徳島県庁株式会社  
氏名 役職名 徳島 太郎

徳島県知事 殿

次の場合は無効

- ・鉛筆書き
- ・2度書き
- ・極端にかすれているもの
- ・数字が特定し難いもの  
(「0」と「6」、「1」と「7」等)
- ・アラビア数字でないもの  
など

¥マークを付すこと  
(ない場合は無効)

## ■ 代理人が入札するとき

入 札 書

入札金額 

¥	3	4	5	2	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---	---

入札件名 令和8年度徳島県こども女性相談センター  
(女性支援)相談電話時間外対応業務

入札保証金 免除

上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則(昭和39年徳島県規則第39号)により入札します。

令和〇年〇月〇日

住所 徳島県徳島市万代町1-1  
徳島県庁株式会社  
氏名 役職名 徳島 太郎

代理人 住所 ○○○○  
氏名 阿波 次郎

徳島県知事 殿

次の場合は無効

- ・鉛筆書き
- ・2度書き
- ・極端にかすれているもの
- ・数字が特定し難いもの  
(「0」と「6」、「1」と「7」等)
- ・アラビア数字でないもの  
など

住所、会社名、代表者役職・氏名を記入

「代理人」と記入  
(ない場合は無効)

代理人の住所、氏名は、委任状と同じ内容を記載すること。

¥マークを付すこと  
(ない場合は無効)

令和 年 月 日

## 委 任 状

徳 島 県 知 事 殿

委任者 住 所

氏 名

受任者 住 所

氏 名

私は、  
を代理人とし、徳島県が令和8年3月19日に  
執行する「令和8年度徳島県こども女性相談センター（女性支援）相談電話時間外対応業  
務」の入札に関する一切の権限を委任します。

委任状記載例

委 任 状

所 属 長 殿

委任者 住 所 徳島県徳島市万代町1-1

徳島県庁株式会社

氏 名 代表取締役 徳島 太郎

受任者 住 所 ○○○○○○○○○

- ・住所は代理人の自宅住所を記載
- ・顔写真付きの身分証明書で住所氏名を確認します。

- ・上記会社の社員の場合は、会社住所、会社名(支社・支店名等)を記載することも可
- ・顔写真付きの社員証等で、記載内容を確認します。

氏 名 阿波 次郎

私は、阿波 次郎を代理人とし徳島県が令和8年3月19日に執行する「令和8年度徳島県こども女性相談センター（女性支援）相談電話時間外対応業務」の入札に関する一切の権限を委任します。

## IV仕様書に関する質問書

令和 年 月 日

物件名: 令和8年度徳島県子ども女性相談センター(女性支援)相談電話時間外対応業務

商号又は名称

連絡先

ファクシミリ

E-mail

質問項目	
内 容	

## 委託契約書（案）

徳島県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、業務の委託について次のとおり契約を締結する。

### （委託業務の目的）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- （1）委託業務名 令和8年度徳島県こども女性相談センター（女性支援）相談電話時間外対応業務
- （2）委託業務の内容 別添の令和8年度徳島県こども女性相談センター（女性支援）相談電話時間外対応業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

### （委託業務の処理）

第2条 乙は、前条第2号に規定する仕様書に従い、委託業務を処理しなければならない。

2 乙は、仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

### （委託期間）

第3条 委託期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

### （委託料）

第4条 委託料は、金〇〇, 〇〇〇円とする（うち消費税及び地方消費税の額金〇〇〇円）。

2 前項のうち消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、委託料に110分の10を乗じて得た額である。

### （契約保証金）

第5条 契約保証金は、免除する。

### （委託業務実施計画書等の提出）

第6条 乙は、この契約の締結後10日以内に委託業務実施計画書（様式第1号）及び委託費収支予算書（様式第2号）を、甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定により乙から提出された書類の内容に不適當な箇所があると認めるときは、乙に指示してそれを修正し、又は変更させることができる。

### （委託業務の調査等）

第7条 甲は、この委託業務の処理状況について、随時に調査し、必要な報告を求めるとともに、委託業務の実施について必要な指示をすることができる。

### （委託業務の内容の変更）

第8条 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、委託料、委託期間又は重要な委託業務内容を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

### （日次報告）

第9条 乙は、甲に対し、委託業務に関する日次報告を、当日分について徳島県こども女性相談センターの翌営業日の正午までに、甲に報告しなければならない。

### （委託業務の完了報告）

第10条 乙は、委託業務が完了したときは、速やかに委託業務完了報告書（様式第3号）及び委託

費収支決算書（様式第4号）を甲に提出しなければならない。

（検査等）

- 第11条 甲は、委託業務完了報告書の提出を受けたときは、10日以内に検査しなければならない。
- 2 甲は、前項に規定する検査の結果、甲の責めに帰すべき事由を除き、不適正であると認められるときは、乙に対して、期日を指定して補正を命じることができるものとする。
- 3 乙は、前項の補正を命じられたときは、甲の指示により補正を行い、甲の再検査を受けなければならない。

（委託料の支払）

- 第12条 乙は、前条第1項又は第3項に規定する検査の結果、委託業務の成果が契約内容に適合していると認められたときは、甲に対して委託料の支払の請求をするものとする。
- 2 甲は、前項の適法な支払の請求があったときは、その日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

（前金払）

- 第13条 甲は、乙から委託料について前金払の請求があった場合において、その必要があると認められるときは、委託料の一部を前金払するものとする。

（再委託等の禁止）

- 第14条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（権利義務の譲渡等）

- 第15条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務又は契約の目的を、いかなる方法をもってするを問わず、第三者に譲渡し、承継し、一括して下請若しくは委任し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 前項ただし書により、乙が売掛債権を譲渡した場合、甲の乙に対する弁済の効力は、徳島県会計規則（昭和39年徳島県規則第23号）第36条に基づき、徳島県会計管理者が総括店又は代理総括店に支払通知を行った時点で生じるものとする。

（契約解除等）

- 第16条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。
- （1）乙が、委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- （2）乙が、正当な理由がなく契約を履行しないとき。
- （3）契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
- （4）契約の履行に当たり甲の指示に従わなかったとき又はその職務を妨害したとき。
- （5）契約条項に違反したとき。
- （6）乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。
- 2 前項の規定によりこの契約を解除した場合において甲に損害があるときは、契約金額の100分の10に相当する額の賠償を請求することができる。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、委託業務の出来形部分のうち分割して承認しても利益があると甲が認める部分については、検査の上、当該検査に合格した部分の承

認を行い、承認した出来形部分に相応する委託料を乙に支払うものとする。

4 乙は、第1項の規定により契約を解除されたことにより生じた損害の賠償を、甲に請求できないものとする。

(損害賠償)

第17条 乙は、その責めに帰する理由により委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第18条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第19条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(管轄裁判所)

第20条 この契約について訴訟等の生じたときは、徳島地方裁判所を第一審の裁判所とする。

(疑義等の決定)

第21条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 徳島県

徳島県知事 後藤田 正純

乙

**令和8年度徳島県こども女性相談センター（女性支援）相談電話  
時間外対応業務仕様書**

**1 委託業務の名称**

令和8年度徳島県こども女性相談センター（女性支援）相談電話時間外対応業務

**2 委託業務の目的**

徳島県こども女性相談センターに設置する性暴力被害者支援センター「よりそいの樹とくしま」及び配偶者暴力相談支援センターにおいて、開所時間外も被害者等からの相談電話に対応することにより、相談支援体制の充実を図る。

**3 委託期間**

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

ただし、契約期間末日は翌日午前8時30分までの対応を含めることとする。

また、契約期間最終日の夜間時間帯に受電した内容は、翌日報告を行うこと。

**4 実施場所**

相談者に関するプライバシーの保護が図られる特定の場所とする。

**5 委託業務の内容**

(1) 性暴力被害者支援センター「よりそいの樹とくしま」における時間外の相談電話対応

ア 対応内容

性暴力被害についての相談を求める被害者本人、家族などの関係者からの別記のセンター（以下「センター」という。）への相談電話を受け付け、相談内容を傾聴・聴取し、必要な助言を行う。緊急性がある場合は、速やかに居住市町村を管轄するセンターの担当者に連絡する。

イ 業務委託時間

(ア) 平日 午後5時から翌朝午前9時まで

(イ) 土日祝日及び年末年始 24時間

(2) 配偶者暴力相談支援センターにおける時間外の相談電話対応

ア 対応内容

配偶者等からの暴力被害についての相談を求める被害者本人、家族などの関係者からのセンターへの相談電話を受け付け、相談内容を傾聴・聴取し、必要な助言を行う。

被害者の一時保護の要否を判断する必要がある場合及び警察等関係機関からの緊急連絡の場合は、速やかに居住市町村を管轄するセンターの担当者に連絡する。

イ 業務委託時間

(ア) 平日 午後5時から翌朝午前9時まで

(イ) 土日祝日及び年末年始 24時間

(3) 業務報告

受託者は、相談内容等について県が指定する様式により記録・整理し、翌営業日

正午（緊急の場合を除く。）までに県の指定した方法により送付する。

また、翌営業日正午までにセンターに架電する可能性のある相談について、8時45分から9時までを目途に、居住市町村を管轄するセンターの担当者に相談の概要を電話で連絡する。

## 6 実施体制

### (1) 相談体制の整備

ア 受託者は、委託業務処理のため、次のいずれかの要件を満たす相談員を複数配置するものとする。ただし、相談員のうち1名は(ア)又は(イ)の要件を満たす者とする。

(ア) 医師

(イ) 助産師又は看護師（いずれも臨床経験が3年以上ある者。）

(ウ) 社会福祉主事、社会福祉士、保健師又は精神保健福祉士の資格を有する者。

(エ) その他、本業務と類似する相談業務に従事した経験を有する者。

イ 相談業務の処理等に関する業務分担や責任体制を明確にすること。

ウ 相談対応の実施及び従事者の任用に当たっては、委託者の意見を可能な限り反映したものとなるよう努めること。

### (2) 専用電話の確保

受託者は、性暴力被害者支援センター及び配偶者暴力相談支援センターの固定電話回線（性暴力3回線、配偶者暴力3回線）から転送される電話を受ける専用電話回線を、それぞれにつき1回線整備するものとする。

中央・南部・西部の3センターのうち、どの固定電話回線からの転送であるかを識別できる体制とすること。

なお、固定電話回線から受託者への転送はN T Tボイスワープを利用して行うこととし、転送に係る費用は委託者が負担する。

## 7 その他の条件等

(1) 提供するサービスの質の維持・向上に努め、相談員への教育、指導及び研修等を定期的に実施すること。

(2) 性暴力被害者支援センターから電話が転送されてきた場合は、「性暴力被害者支援センター『よりそいの樹とくしま』」の窓口であることを説明すること。

(3) 配偶者暴力相談支援センターから電話が転送されてきた場合は、「こども女性相談センター」の窓口であることを説明すること。

(4) クレームや苦情等に対応する担当者を専任して適切に対応すること。

(5) 相談者の個人情報の保護について必要な措置を執り、相談記録等の情報管理に十分配慮すること。また、業務終了後においても同様とする。

## 8 疑義

本仕様書に定めのない事項又は業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

別記

センター	管轄する居住市町村
徳島県中央こども女性相談センター (よりそいの樹とくしま 中央) (配偶者暴力相談支援センター)	徳島市 鳴門市 小松島市 吉野川市 阿波市 勝浦郡 名東郡 名西郡 板野郡
徳島県南部こども女性相談センター (よりそいの樹とくしま 南部) (配偶者暴力相談支援センター)	阿南市 那賀郡 海部郡
徳島県西部こども女性相談センター (よりそいの樹とくしま 西部) (配偶者暴力相談支援センター)	美馬市 三好市 美馬郡 三好郡



## 委託費収支予算書

## 1 収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額

## 2 支出の部

(単位：円)

区 分	費 目	予 算 額	内 容
性暴力被害者支援センター	報償費		
	需用費		
	役務費		
	使用料及び賃借料		
	賠償責任保険料		
配偶者暴力相談支援センター	報償費		
	需用費		
	役務費		
	使用料及び賃借料		
	賠償責任保険料		
合 計			

## 委託業務完了報告書

1 業務名 令和8年度徳島県こども女性相談センター（女性支援）相談電話  
時間外対応業務

2 委託期間 令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

3 業務内容

(1) 相談実施日数 日

うち相談電話受付件数

・性暴力被害者支援センター分

(中央 件、南部 件、西部 件)

・配偶者暴力相談支援センター分

(中央 件、南部 件、西部 件)

(2) 相談員数 人

(内訳 人、 人、 人)

この報告書のとおり実施しましたので報告します。

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

所在地

受託者 名称

代表者

## 委託費収支決算書

## 1 収入の部

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	増 減

## 2 支出の部

(単位：円)

区 分	費 目	予 算 額	決 算 額	増 減	内 容
性暴力被害者支援センター	報償費				
	需用費				
	役務費				
	使用料及び賃借料				
	賠償責任保険料				
配偶者暴力相談支援センター	報償費				
	需用費				
	役務費				
	使用料及び賃借料				
	賠償責任保険料				
合 計					

## 個人情報取扱特記事項

**(基本的事項)**

第1条 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

**(秘密の保持)**

第2条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

**(収集の制限)**

第3条 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により収集しなければならない。

**(適正管理)**

第4条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全な管理のために必要かつ適正な措置を講じなければならない。

**(目的外利用及び提供の禁止)**

第5条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

**(複写又は複製の禁止)**

第6条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

**(再委託の禁止)**

第7条 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務については、第三者に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書により再委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）するときは、再委託先にこの契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務と同等の義務を負わせるとともに、再委託先の行為について再委託先と連携してその責任を負うものとする。

**(資料等の返還又は廃棄)**

第8条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

**(従事者への周知)**

第9条 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

**(調査)**

第10条 甲は、乙及び再委託先がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

**(事故報告)**

第11条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。